

独立行政法人 水資源機構 分任契約職  
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 真二  
(公印省略)

## 見 積 依 頼 書

- 1 件 名 公用車(ハイラックス)法定車検業務  
2 履 行 場 所 受注者指定場所  
3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から60日間  
4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 別添、仕様書のとおり施行が可能である者。
- 3 見 積 書 等
- 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)  
なお、FAXに扱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3)提出期限 令和8年1月13日 12:00 まで
- 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所  
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
- 5)質 問 書 令和8年1月5日 12:00 まで  
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
- 6)見 積 回 数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年1月14日12:00までとします。
- 7)そ の 他
- ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。  
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

# 公用車(ハイラックス)法定車検業務

## 仕様書

独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所 味噌川ダム管理所

### 1. 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所 味噌川ダム管理所（以下「機構」という。）が施行する「公用車(ハイラックス)法定車検業務」（以下「業務」という。）に適用する。

### 2. 目的

本業務は、公用車(ハイラックス)の車検を行う。

### 3. 履行場所

受注者の指定場所

### 4. 履行期間

契約締結の翌日から 60 日間  
(但し、車検は車検期限時までに受検を要する。)

### 5. 業務内容

公用車(ハイラックス)の車検を行う。

#### 1) 公用車(ハイラックス) (別添車検証参照)

##### ①車検整備

（下廻り各部、ブレーキ関係、ケーブル関係、灯火・保安装置、動力伝達装置、エンジン及び電気機器、ステアリング装置関係の点検・調整、排気ガスの測定・調整）

##### ②保安確認検査

③下回り高圧スチーム洗浄、下回り錆止め塗装（フロア全体）

④味噌川ダム管理所までの引取・搬入あり（代車あり）

⑤法定費用（自賠責保険、重量税、印紙代）

⑥検査業務費用

### 6. 疑義等

この仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに機構職員と協議するものとする。

以上

## 自動車検査証記録事項

322230011860

## 1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号	松本 45 す 8978		
車台番号	LN108-5000334		
登録年月日／交付年月日	平成 16年 8月 27日	初度登録年月	平成 8年 1月 有効期間の満了する日 令和 8年 1月 29日

## 2. 所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	独立行政法人水資源機構		
所有者の住所	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 [11005 0073]		
使用者の氏名又は名称	独立行政法人水資源機構味噌川ダム管理所		
使用者の住所	長野県木曽郡木祖村小木曾2058-22 [20806 0160]		
使用の本拠の位置	* * *		

## 3. 車両詳細情報

車名	トヨタ [194]			
型式	KB-LN108			
自動車の種別	小 型	用途	貨物	自家用・事業用の別
車体の形状	ボンネット	[011]	乗車定員	5人 最大積載量 350 kg
車両重量	1760 kg	車両総重量	2385 kg	長さ 469 cm 幅 169 cm 高さ 176 cm
前前軸重	1060 kg	前後軸重	- kg	後前軸重 - kg 後後軸重 700 kg 総排気量又は定格出力 2.44 kW
燃料の種類	軽油	型式指定番号	08179	類別区分番号 0004

## 4. 備考

[松本]、継続検査  
自動車重量税額 稲13,200  
この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。  
[走行距離計表示値] 145,600 km (令和7年1月24日)  
[旧走行距離計表示値] 143,000 km (令和6年1月22日)  
[受検種別] 持込検査車  
[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり  
[受検形態] 認証整備工場  
[整備工場コード] 32-02633  
以下余白

## 【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID T9462RV3244815

## 自動車検査証

令和5年1月23日 長野運輸支局長

322230011860

自動車登録番号又は車両番号	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
松本 45 す 8978	平成 8年 1月	小型	貨物	自家用	08179	0004

車両名		車体の概要			
トヨタ		ポンネット			
車両番号		燃料の種類		燃費性能又は定格出力	
LN108-5000334		軽油		2.44 <sup>mpg</sup>	
型式		原動機の型式		前輪駆走	前輪駆走
KB-LN108		2L		1060 <sub>kg</sub>	700 <sub>kg</sub>
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅
5人	350 <sub>kg</sub>	1760 <sub>kg</sub>	2385 <sub>kg</sub>	469 <sub>cm</sub>	169 <sub>cm</sub>
使用者の氏名又は名称					
独立行政法人水資源機構味噌川ダム管理所					

## 備考

NOx・PM不適合

T9462RV3244815



国土交通省

0246

裏面もご覧ください。  
この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

令和　年　月　日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 真二 殿

住　　所  
会　社　名  
代表者氏名

### 見積依頼書等の交付受領書

令和7年12月23日に交付された「公用車(ハイラックス)法定車検業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

#### ◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

## くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

### 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

### 2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

### 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
  - ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
  - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

### 4. 具体的な決定方法について

- 例)
  - ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-		123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$
△△組	¥500,000-	1	4	・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、 △△組 が契約の相手方となる。

- 例)
  - ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-		123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、 ◎◎工業 が契約の相手方となる。